

菊 陽 町 農 業 委 員 会 議 事 録

令和4年2月10日（木）開催

菊 陽 町 農 業 委 員 会

令和3年度第11回菊陽町農業委員会会議録

開催日時 令和4年2月10日(水) 午後1時30分から午後2時10分
開催場所 菊陽町役場 別館2階会議室

1 議事日程

第1 議事録署名委員及び会議書記の指名について

第2 議事

- (1) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- (2) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- (4) 議案第4号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に係る意見決定について

2 農業委員

(1) 出席委員(9人)

1番 鈴木 一男	2番 上田 誠也	3番 前田 洋一
4番 相馬 安伸	5番 眞弓 一保	6番 青木 積
7番 東 慶子	8番 大竹 美鈴	9番 田村 昭敏

(2) 欠席委員(0人)

3 農地利用最適化推進委員

(1) 出席委員(1人)

5番 原 正輝

(2) 欠席委員(0人)

4 農業委員会事務局職員

事務局職員 荒木 博光

事務局職員 村上 学

農政課参事 高山 勇

令和3年度第11回菊陽町農業委員会会議録

議事の経過

-----○-----

開会 午後1時30分

■事務局

それでは、定刻になりましたので菊陽町農業委員会定例会議を開催いたします。

会議を行う前に、携帯電話については、電源を切るかマナーモードにしている
いただきますようお願いいたします。

本日の会議への出席は、農業委員総数9名中9名、推進委員総数1名中1名出席でございますので、菊陽町農業委員会会議規則第6条の規定に基づき会議が成立しておりますことをご報告します。

それでは、会長に挨拶をお願いします。

◎会 長（案）

<あいさつ>

本日の会議は、農地法に基づく許可申請や農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画等の審議が主なものとなります。

委員の皆様には、慎重なご審議をお願いいたします。

■事務局

ありがとうございました。

会議は、菊陽町農業委員会会議規則第4条の規定に基づき、会長が議長となり、議事の進行を行うことになっております。

それでは、会長よろしくをお願いします。

◎議 長

それでは、議事に入ります前に、菊陽町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、議事録を作成しなければなりません。議事録作成にあたり、議事録署名人と会議書記の選出が必要になりますが、「議長一任」でよろしいでしょうか。

（賛同の声）

ありがとうございます。それでは私の方で、指名させていただきます。
議事録署名人に3番 前田委員、4番 相馬委員をお願いします。

本日の会議書記に事務局の村上参事を指名します。

以上で、日程第1を終わります。

つづきまして、日程第2の議事に入ります。

初めに、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第3条は、農地の権利移動の制限を規定しています。

不耕作目的や資産保有目的等での農地の取得など、望ましくない権利移動を

禁止、効率的に農地を利用する者が、農地の権利を取得することとなっているところであります。

それでは、議案の1ページをご覧ください。

議案第1号 番号1を説明します。

譲渡人及び譲受人は、議案書のとおりでございます。

申請地：辛川字池ノ窪9番2

地目：畑

面積：3, 141㎡

申請理由については、売買による所有権移転であります。

この議案につきましては、現地調査を2月1日（火）に実施しています。お手元に配布しています「現地調査写真」のP2～P5をご覧ください。

本議案について、申請書等に記載された内容が当該基準に適合するか否か、お手元に配布しております調査書の農地法第3条（赤ラベル）の検討事項について検討した結果を説明します。

それでは、1号から該当する項目について説明します。

全部効率要件については、申請人への聴取及び現地調査をした結果、現在保有している経営農地の状況、権利取得後に必要な農機具及び労働力の状況から効率的な利用ができるものと見込まれます。別添の資料のとおり農機具等の所有を確認しております。また、申請人が運営する障がい者施設利用者の生きがいつくりの一環として耕作することも検討されておられます。

次に権利を取得する者が取得後において、耕作に必要な農作業に従事するかどうかについては、取得後も甘藷などを作付けされるとのことです。

次に権利を取得する者の、取得後における農地の合計面積が下限面積に達しているかどうかについてですが、申請人世帯の経営規模につきましては、9,504㎡を耕作されており、下限面積の条件を満たしております。（下限面積50a）

最後に地域との調和要件ですが、今までどおり、権利取得後も農地として使用されることから、周辺農地への影響はないものと思われまます。また、地域で行われている水路清掃や除草作業に参加し、周辺農家と協力することが申請書に明記されています。

以上申請地の場所、規模からみて周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられ、調和要件を満たすものと判断します。

以上で、議案朗読並びに説明を終わります。

- ◎議 長 議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見を
お願いします。
- ◆ 1 番委員 議案第 1 号の番号 1 について、1 番委員が説明します。
申請人は福祉施設等の経営のかたわら農業をされておられます。申請地につ
いて自作と併せて、障がい者の生きがいくりの一環として耕作されると聞
いております。農機具等も完備されており特に問題ないと思いますので、よ
ろしくご審議をお願いします。
- ◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
ありませんか？
- ◆ 9 番委員 本農地は菊陽学園が耕作することになるのでしょうか？
- 事務局 今回は個人としての購入となっており、甘藷等の作付けを行う予定となっ
ています。個人所有の他の農地についても管理不足農地となっていないことを
確認済みです。
本地域は畑かん設備の入れ替え改修が予定されており、今後も農振農用地と
して農地利用がされる場所となります。
- ◆ 9 番委員 社会福祉施設への転用は可能なのでしょうか？
- 事務局 転用は不可能になります。

他にありませんか？
無いようですので、採決を行います。

議案第 1 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって議案第 1 号 番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として
意見決定とします。

次に、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」を
議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農地法第 4 条は、権利移動が伴わない自己転用でございます。

議案書 2 ページの議案第 2 号 番号 1 について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：原水字東原 2 1 番

地 目：畑

転用面積：1, 300㎡

転用目的は、貸し駐車場です。

この議案につきましても、現地調査を 2 月 1 日（火）に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」の P 6～P
9 をご覧ください。

ご覧のとおり現地は耕作放棄地となっており、8 月に実施しました、農地パ
トロールにおいても耕作放棄地として確認した農地です。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明し
ます。

1 立地基準について

農地区分は第 2 種農地と判断しました。

（10ha 未満の小集団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、
「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありま
せんでした。

当該農地は農地の広がり 10ha 未満の小集団の農地であり、転用許可と判
断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」とし
て判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見
をお願いします。

◆ 4 番委員

議案第 2 号の番号 1 について、4 番委員が説明します。

本申請地は、国道やセントラル病院などに囲まれた小集団の農地です。申請
地近隣には大型の総合病院、小規模クリニック、薬局などが立地しており、
貸し駐車場の引き合いが多いとのこと。申請地の現状から見て周辺農地
への影響は特段ないものと思われまますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。
議案第2号の番号1の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号1は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第2号 番号2を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書2ページの議案第2号 番号2について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：原水字東原26番
地 目：畑
転用面積：1,012㎡
転用目的は、貸し駐車場です。

この議案につきましては、現地調査も2月1日(火)に実施しています。
詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP10～
P13をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第2種農地と判断しました。
(10ha未満の小集団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、
「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不適當となる項目はありませんでした。

当該農地は農地の広がり10ha未満の小集団の農地であり、転用許可と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」とし

て判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆4番委員

議案第2号の番号2について、4番委員が説明します。

本申請地は、番号1の案件に隣接する農地です。補足内容としては先ほどと同です。申請地の現状から見て周辺農地への影響は特段ないものと思われますので、よろしくご審議方お願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第2号の番号2の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、議案第2号の番号2は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。

次に、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。

事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

農地法第5条は、権利移動が伴う転用でございます。

議案書3ページの議案第3号 番号1について説明します。

転用者は議案書のとおりです。

申請地：津久礼字中屋敷643番3

地 目：田

転用面積：333㎡

転用目的は、個人住宅です。

権利は、使用貸借権の設定です。

この議案につきましても、現地調査を2月1日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP14～

P 1 7 をご覧ください。

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明します。

1 立地基準について

農地区分は第 1 種農地と判断しました。

(1 0 h a 以上の広がりがある一団の農地)

次に、一般基準について、検討を行いました。

一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありませんでした。

当該農地は周辺に 1 0 h a 以上の広がりのある第 1 種農地であり、原則不許可ですが、都市計画法の集落内開発地域に属しており、日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外と判断しております。

よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」として判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議 長

議案説明が終わりました。

ただいまの説明に関して、現地調査されました委員からの補足説明及び意見をお願いします。

◆ 5 番推進委員

議案第 3 号の番号 1 について、5 番推進委員が説明します。

この申請は、祖父の土地に孫が個人住宅を建築する案件です。申請地東側には農地がありますが、申請者が所有する農地であり特段影響はないものと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。

◎議 長

議案朗読並びに説明が終わりました。

委員の質問並びに意見を求めます。

何かありませんか？

ないようですので、採決を行います。

議案第 3 号の番号 1 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

全員賛成です。

よって、議案第 3 号の番号 1 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」とし

て意見決定とします。

次に、議案第3号 番号2を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。

■事務局

議案書3ページの議案第3号 番号2について説明します。
転用者は議案書のとおりです。
申請地：辛川字上屋敷1226番1
地目：畑
転用面積：計362㎡
転用目的は、工場用地拡張です。

この議案につきましても、現地調査を2月1日（火）に実施しています。

詳細につきましては、お手元に配布しています「現地調査写真」のP18～
P121をご覧ください。
当該地はご覧のとおり既に建物が建っており、申請者より始末書の提出があ
っております。

（始末書概要朗読）

農地転用許可申請に係る実質審査の許可基準に照らした結果について説明し
ます。

1 立地基準について

農地区分は第1種農地と判断しました。
（10ha以上の広がりがある一団の農地）

次に、一般基準について、検討を行いました。
一般基準は検討する事項として「資力及び信用」、「計画面積の妥当性」、
「法令協議」等について、申請書を確認し、特に不相当となる項目はありま
せませんでした。

当該農地は周辺に10ha以上の広がりのある第1種農地であり、原則不
許可ですが、既存施設の1.5倍以内の拡張であり不許可の例外と判断し
ております。
よって、この案件については「許可相当とし、付すべき条件なし」とし
て判断しました。

以上で議案朗読並びに説明を終わります。

◎議長

議案説明が終わりました。
ただいまの説明に関して、地元委員からの補足説明及び意見をお願いします。

- ◆ 1 番委員 議案第 3 号の番号 2 について、1 番委員が説明します。
事務局からの説明のとおり申請地には既に建物が建っております。隣接する土地に工場が立地しておりますが、申請地も含め農地転用が済んでいるものと思込んでいたと伺っております。今回の転用で、周辺の様子は変わらないため、特段影響はないものと思われまますのでよろしくご審議をお願いします。
- ◎議 長 議案朗読並びに説明が終わりました。
委員の質問並びに意見を求めます。
何かありませんか？
- ◆ 4 番委員 本地域で水害等が発生したことはありますでしょうか？
- 事務局 本地域で水害等が発生したという記録は確認していません。
- ◆ 1 番委員 本地域の農地周辺には水路が整備されており、水害等が発生したことはないと思います。
- ◆ 9 番委員 建物が撤去されたということはどのように確認するのでしょうか？
- 事務局 農地転用後には完了報告の提出の義務がありますので、そこに添付される現地写真で確認します。
- ◎議長 他にありませんか？
ないようですので、採決を行います。
議案第 3 号の番号 2 の案件について、賛成される委員の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 全員賛成です。
- よって、議案第 3 号の番号 2 は、「許可相当とし、付すべき条件なし」として意見決定とします。
- 次に、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による意見決定について」を議題とします。
事務局の議案朗読並びに説明をお願いします。
- 事務局 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項は、農地を効率的に利用する地域の担い手に、農地の利用集積を進めることを目的として法律で定められています。
町が農地の権利移動について計画を作成し、公告することにより、農地法の許可を受けることなく、農地の権利の設定・移転が行われる仕組みであります。

菊陽町長より令和4年1月28日付けで、農用地利用集積計画についての意見決定を求められています。

それでは、議案書のP4からP15をご覧ください。

今月は、利用権設定が20件、所有権移転が1件です。

計画要請の内容は、認定農業者・専業農家及びその関連による申請であり、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものであります。

以上で説明をおわります。

◎議長

説明が終わりました。しばらく時間を取りますので、担当委員の方は確認をお願いします。

よろしいですか？

－ 同 意 の 声 －

確認が終わったようですので、採決を行います。

議案第4号の利用権設定および所有権移転については、原案のとおり意見決定することに賛成される委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成です。

よって、原案のとおり意見決定することとします。

議案審議並びに報告事項は、終了しました。

以上で、本日の議事日程については、終わりましたので議長の座を降ろさせていただきます。

続いて事務局より「その他」をお願いします。

(午後2時15分終了)

会議の顛末、以上のとおり相違ありません。

令和4年2月10日

会長

議事録署名人

議事録署名人